

静岡市報

No. 77

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

条 例

- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市下水道条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 20

規 則

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 静岡市立こども園園則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

上下水道局管理規程

- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

訓 令

○静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・49

○静岡市斎場に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・50

教育委員会訓令

○静岡市立高等学校処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・52

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第57号）

議会の議員その他非常勤の職員の公務又は通勤による災害に対し速やかな認定を行うため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第58号）

災害時等のやむを得ない理由がある場合においては、減免の適用を受けるために遡及して申請ができるようにするなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第59号）

民生委員の一斉改選に伴い、静岡市民生委員の定数を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第60号）

指定管理者のノウハウを活かした創作体験事業を柔軟に実施できるようにするため、創作体験料金を指定管理業務における事業収入として位置付け、利用料金の規定を削除するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第61号）

利用者満足度と利用率を上げることを目的に、日中の熱中症警戒アラートの発令確率の高い6月から9月までの間、テニスコートの供用開始時間を繰り上げるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第62号）

サービスの向上及び管理運営に係るコストの削減を目的に、有料の駐車場等13か所に指定管理者制度を導入するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第63号）

児童や生徒数の減少が見込まれ、良好な教育環境を確保することが困難である地域において、市立小中学校の統廃合を行うため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第64号）

災害その他非常の場合において、公営企業管理者が認めた場合は、他の水道事業者又は他の水道事業者の指

定を受けた指定給水装置工事事業者が本市給水区域内の給水装置工事を施行できるようにするため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市下水道条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第65号）

災害その他非常の場合において、公営企業管理者が認めた場合は、他の公共下水道管理者又は他の公共下水道管理者の指定を受けた下水道排水設備指定工事店が、本市排水区域内の排水設備工事を施行できるようにするため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員退職料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第66号）

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、退職料及び遺族扶助料の額について、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第57号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年静岡市条例
第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、明らかに公務又は通勤により生じた災害であると実施機関が認めるものについて
は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関に報告された公務又は通勤により
生じた災害について適用し、同日前に実施機関に報告された公務又は通勤により生じた災害
については、なお従前の例による。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例58号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第31条に次の2項を加える。

- 3 保険料の減額又は免除を受けようとする者が、前項に規定する期限までに同項に規定する申請書を提出しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該者は、前項の期限経過後においても、減額又は免除の申請を行うことができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、職権で保険料を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する保険料について適用し、同日前までに納期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第59号

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

静岡市民生委員の定数に関する条例（平成26年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,204人」を「1,212人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第60号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前10時から午後7時まで」を「午前9時30分から午後6時まで」に、同条ただし書中「第10条第1項」を「第9条」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

- （1）火曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）

第5条第2号中「12月30日から翌年の1月1日まで」を「12月28日から翌年の1月4日まで」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条中第2項から第5項までを削り、同条を第9条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第61号

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例

静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成15年静岡市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	供用時間
4月1日から5月31日まで	午前9時から午後6時まで
6月1日から7月31日まで	午前7時から午後7時まで
8月1日から8月31日まで	午前7時から午後6時まで
9月1日から9月30日まで	午前7時から午後5時まで
10月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
11月1日から翌年の1月31日まで	午前9時から午後4時まで

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市有度山総合公園運動施設条例第3条第1項の規定に基づく運動施設の利用に係る許可の手續及びこれに伴う利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第62号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第4条中「それぞれ当該駐車対象車両欄に定める自転車等とする」を「規則で定める」に改める。

第5条中「別表第2」の次に「及び別表第2の2」を加え、同条ただし書中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の」を「別表第2に掲げる」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場に」を「別表第2の2に掲げる駐車場（以下「指定管理駐車場」という。）に」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

別表第2に掲げる駐車場のうち静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅前西自転車等駐車場（以下「有料駐車場」という。）並びに指定管理駐車場の利用の方法は、定期利用若しくは一時利用又はその両方とし、各駐車場の利用の方法については、市長が別に定める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「有料駐車場」の次に「及び指定管理駐車場（以下「有料駐車場等」という。）」を加え、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場」を「有料駐車場」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場に」を「指定管理駐車場に」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「有料駐車場」を「有料駐車場等」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第1項を次のように改める。

有料駐車場を定期利用又は一時利用する者は、市長が別に定めるところにより、それぞれ別表第3に定める駐車料金を納付しなければならない。

第7条第2項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の」を削る。

第8条及び第9条中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の」を削る。

第10条第1項を次のように改める。

指定管理駐車場を定期利用又は一時利用する者は、それぞれ第19条第3項の利用料金を指

定管理駐車場の指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第10条第2項中「第6条第4項」を「第6条第3項」に、「有料駐車場」を「有料駐車場等」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「指定管理駐車場」に改める。

第11条中「有料駐車場」を「有料駐車場等」に改める。

第15条第1項中「第6条第4項」を「第6条第3項」に改める。

第17条の前の見出し、第17条及び第18条中「有料駐車場」を「有料駐車場等」に改める。

第19条、第21条第1号及び第2号並びに第23条第1号及び第2号中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「指定管理駐車場」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

名称	位置
静岡市青葉通り自転車等駐車場	静岡市葵区呉服町二丁目3番地の1地先
静岡市追手町自転車等駐車場	静岡市葵区追手町8番地の7地先
静岡市黒金町西第1自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町38番地の1
静岡市黒金町西第2自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町38番地の1
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町60番地の1
静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町57番地の1
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	静岡市葵区東静岡一丁目2番30号
静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場	静岡市駿河区東静岡二丁目1番1号
静岡市森下町自転車等駐車場	静岡市駿河区森下町1番1号
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場	静岡市駿河区鎌田432番地の6
静岡市用宗駅自転車等駐車場	静岡市駿河区用宗城山町698番地の8地先
静岡市安倍川駅東口第1自転車等駐車場	静岡市駿河区みずほ四丁目11番6号
静岡市安倍川駅東口第2自転車等駐車場	静岡市駿河区みずほ四丁目15番1号
静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場	静岡市清水区辻一丁目15番22号
静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場	静岡市清水区辻一丁目14番1号
静岡市清水駅東口自転車等駐車場	静岡市清水区島崎町219番地
静岡市清水桜橋第1自転車等駐車場	静岡市清水区春日一丁目1033番地の4
静岡市清水桜橋第2自転車等駐車場	静岡市清水区春日一丁目1042番地の2

静岡市清水桜橋第3自転車等駐車場	静岡市清水区入江岡町884番地の3
静岡市清水桜が丘自転車等駐車場	静岡市清水区桜が丘町975番地の3
静岡市清水狐ヶ崎北自転車等駐車場	静岡市清水区北脇官有無番地
静岡市清水狐ヶ崎南自転車等駐車場	静岡市清水区上原一丁目官有無番地
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3番20号
静岡市草薙駅前東自転車等駐車場	静岡市清水区草薙1932番地の3
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	静岡市清水区草薙北2番24号
静岡市蒲原駅西自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原堰沢299番地
静岡市蒲原駅東自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原中322番地の13
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原900番地の2
静岡市由比駅前自転車等駐車場	静岡市清水区由比今宿185番地の6
静岡市興津駅自転車等駐車場	静岡市清水区興津中町435番地の12

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条関係）

名称	入出場時間
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	午前4時30分から翌日の午前零時30分まで
静岡市用宗駅自転車等駐車場	終日（午前零時から午後12時までをいう。 以下同じ。）
静岡市安倍川駅東口第2自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第1自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第2自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第3自転車等駐車場	
静岡市清水桜が丘自転車等駐車場	
静岡市清水狐ヶ崎北自転車等駐車場	
静岡市清水狐ヶ崎南自転車等駐車場	
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	午前5時30分から午後11時まで
静岡市草薙駅前東自転車等駐車場	終日
静岡市蒲原駅西自転車等駐車場	
静岡市蒲原駅東自転車等駐車場	

静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	
静岡市由比駅前自転車等駐車場	
静岡市興津駅前自転車等駐車場	

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第5条関係）

名称	入出場時間
静岡市青葉通り自転車等駐車場	終日
静岡市追手町自転車等駐車場	
静岡市黒金町西第1自転車等駐車場	
静岡市黒金町西第2自転車等駐車場	
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場	
静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	
静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場	
静岡市森下町自転車等駐車場	
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場	
静岡市安倍川駅東口第1自転車等駐車場	
静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場	
静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場	
静岡市清水駅東口自転車等駐車場	午前5時30分から午後12時まで
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	終日

別表第3の1静岡市青葉通り自転車等駐車場、静岡市追手町自転車等駐車場、静岡市黒金町西第1自転車等駐車場、静岡市黒金町西第2自転車等駐車場、静岡市黒金町東第1自転車等駐車場、静岡市黒金町東第2自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市森下町自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場、静岡市草薙駅北口自転車等駐車場及び静岡市由比駅前自転車等駐車場の駐車料金の表を別表第3の1有料駐車場の駐車料金の表とし、別表第3の2静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金の限度額の表を別表第3の2指定管理駐車場の利用料金の限度額の表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第10条及び別表第3の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに新条例別表第2の2に掲げる駐車場のうち静岡市清水駅東口自転車等駐車場を除く駐車場（以下「改正対象駐車場」という。）の定期利用の許可を受け、施行日において当該許可に係る利用期間を経過していない者は、施行日以後においても、当該許可に係る利用期間内に限り、当該許可により改正対象駐車場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 改正対象駐車場の指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、新条例第20条から第23条までの規定の例により行うことができる。
- 4 施行日において改正対象駐車場の指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第6条、第10条及び第19条の規定の例により、施行日以後の改正対象駐車場の利用に係る許可の手續並びに利用料金の設定及び収受その他の行為を行うことができる。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第63号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の3
静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1

」

「

静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の3
------------	-----------------

」

「

静岡市立蒲原東小学校	静岡市清水区蒲原666番地
静岡市立蒲原西小学校	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番1号
静岡市立由比小学校	静岡市清水区由比町屋原329番地
静岡市立由比北小学校	静岡市清水区由比入山2158番地

」

「

静岡市立蒲原小学校	静岡市清水区蒲原49番地
静岡市立由比小学校	静岡市清水区由比町屋原329番地

」

改める。

別表2 中学校の表中

「				
静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野1850番地の66	を		

静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1
------------	------------------

」

「

静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野1850番地の66
------------	------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第64号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者又は法第16条の2第1項の規定による他の水道事業者の指定を受けた者（以下これらの者を「非常時給水装置工事事業者」という。）に給水装置工事を施行させることができる。この場合における非常時給水装置工事事業者が施行する給水装置工事については、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事とみなしてこの条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第65号

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「工事は、」の次に「次の各号に掲げる工事を除き、」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- （1）管理者が特に知識及び技能を有すると認める者が施行する除害施設の新設等の工事
- （2）管理者が他の公共下水道管理者又は他の公共下水道管理者の指定を受けた者に行わせる必要があると認める災害その他非常の場合における工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第66号

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例（昭和41年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改め、同条の表中「1,163,300円」を「1,185,900円」に、「872,400円」を「889,400円」に、「813,400円」を「829,200円」に、「610,000円」を「621,900円」に改める。

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例（平成12年静岡市条例第83号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第2条関係）

退隠料年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額	退隠料年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円	円	円
1,301,700	1,362,900	3,557,900	3,725,100
1,354,600	1,418,300	3,735,700	3,911,300
1,387,400	1,452,600	3,911,900	4,095,800
1,420,300	1,487,100	4,020,600	4,209,600
1,457,600	1,526,100	4,126,700	4,320,700
1,510,800	1,581,800	4,342,000	4,546,100

1,556,600	1,629,800	4,552,800	4,766,800
1,599,400	1,674,600	4,594,200	4,810,100
1,651,000	1,728,600	4,758,000	4,981,600
1,703,100	1,783,100	4,964,600	5,197,900
1,759,800	1,842,500	5,170,100	5,413,100
1,817,200	1,902,600	5,374,200	5,626,800
1,888,700	1,977,500	5,503,100	5,761,700
1,933,900	2,024,800	5,640,400	5,905,500
1,992,000	2,085,600	5,904,900	6,182,400
2,048,700	2,145,000	6,157,000	6,446,400
2,161,000	2,262,600	6,291,400	6,587,100
2,191,200	2,294,200	6,419,000	6,720,700
2,277,800	2,384,900	6,672,200	6,985,800
2,392,800	2,505,300	6,785,100	7,104,000
2,520,000	2,638,400	6,909,900	7,234,700
2,584,900	2,706,400	7,130,700	7,465,800
2,646,800	2,771,200	7,353,700	7,699,300
2,735,200	2,863,800	7,395,300	7,742,900
2,787,300	2,918,300	7,434,600	7,784,000
2,938,000	3,076,100	7,474,000	7,825,300
3,012,900	3,154,500	7,566,400	7,922,000
3,090,900	3,236,200	7,753,200	8,117,600
3,241,400	3,393,700	7,939,900	8,313,100
3,393,000	3,552,500	8,032,200	8,409,700
3,432,600	3,593,900	8,126,900	8,508,900

退隠料年額の計算の基礎となっている給料年額が8,126,900円を超える場合においては、その年額に1.047を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

規 則

静岡市規則第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

令和7年9月22日

静岡市長 難波 喬 司

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

- (1) 静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第115号）別表備考2
- (2) 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則（平成15年静岡市規則第116号）別表1特定費用の額の表備考2
- (3) 静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則（平成16年静岡市規則第86号）別表第1備考2

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

静岡市規則第92号

静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年9月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の育児休業等に関する規則（平成15年静岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「であって、1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第16条中「部分休業実績報告書（様式第6号）」を「第1号部分休業実績報告書（様式第6号）又は第2号部分休業実績報告書（様式第7号）」に改める。

様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号中「部分休業実績報告書」を「第1号部分休業実績報告書」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、様式第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第93号

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年9月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（その他の手続等への準用）

第17条 市長等が所管する手続等であって条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

別表を次のように改める。

1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 （1）電子情報処理組織を使用する方法により行う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供 （2）電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長
---	--

	等への提供 (3) 個人番号カードの市長等への提示
2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 (1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項
3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号 ウ 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 (2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他

	の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供
4 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	電子情報処理組織を使用する方法により行う商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供
5 印鑑登録証明書	電子情報処理組織を使用する方法により行う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

静岡市規則第94号

静岡市立こども園園則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年9月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立こども園園則の一部を改正する規則

静岡市立こども園園則（平成27年静岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

静岡市規則第95号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

令和7年9月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第2項中「又は1時間」及び「(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該半日勤務時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、半日勤務時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該半日勤務時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第26条の3第2項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「第19条第1項」を「第19条第2項第1号」に改める。

第27条中「第18条」を「第19条」に改める。

第36条を第37条とし、第35条を第36条とする。

第34条第1項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第4項中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条を第35条とする。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第33条 条例第17条第2項の市規則で定める期間は、職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間とする。

(静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第5号中「第17条」を「第18条」に改める。

(静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第20条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

静岡市規則第96号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年9月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第33条の2第2項」の次に「、第33条の3第2項」を加える。

様式第9号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第9号その2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市介護保険条例等施行規則の様式により交付されている同規則第17条の介護保険調査員証は、当該介護保険調査員証の有効期間の満了の日又は当該介護保険調査員証の再交付を受けるまでの間は、この規則による改正後の静岡市介護保険条例等施行規則の様式により交付された介護保険調査員証とみなす。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第10号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年9月30日

静岡市公営企業管理者 遠藤 正 方

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水道事業会計勘定科目表損益勘定（1）収益勘定の表中「その他資本剰余金戻入」を「その他長期前受金戻入」に改め、同表に次の（注）を加える。

（注）節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

別表第1 水道事業会計勘定科目表損益勘定（2）費用勘定の表（注）中「適時」を削る。

別表第1 水道事業会計勘定科目表資産勘定（1）固定資産の表中

			その他の有価証券		を
			券		」
		出資金	その他の有価証券 出資金		に
					」

改め、同表に次の（注）を加える。

（注）節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

別表第1 水道事業会計勘定科目表資産勘定（2）流動資産の表中

流動資産	現金預金				を
					」

「	流動資産	現金預金			に、
」					

「		貸倒引当金		未収金の回収不能に備えるために引き当てるものの	を
」					

「		貸倒引当金		未収金の回収不能に備えるために引き当てるものの	に、
」					

「		貸倒引当金		短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものの	を
」					

「		貸倒引当金		短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものの	に、
」					

「		前払金		を
				」
「		前払金		
		前払消費税及び		に、
		地方消費税		」
「		貸倒引当金	未収収益の回収 不能による損失 に備えるために 引き当てるもの	を
				」
「	貸倒引当金		未収収益の回収 不能による損失 に備えるために 引き当てるもの	に、
				」
「		仮払消費税 その他仮払金		を
				」

		仮払金	仮払消費税及び 地方消費税 特定収入仮払消 費税及び地方消 費税 その他仮払金		に
--	--	-----	--	--	---

改め、同表に次の（注）を加える。

（注）節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

別表第1 水道事業会計勘定科目表資本勘定（1）資本金の表中

資本金	自己資本金			自己資本金は、固 有資本金、出資金 及び組入資本金 に区分する。	を
		自己資本金			

資本金	資本金			資本金は、固有資 本金、出資金及び 組入資本金に区 分する。	に
		資本金			

改め、同表に次の（注）を加える。

（注）節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

別表第1 水道事業会計勘定科目表負債勘定（1）固定負債の表に次の（注）を加える。

（注）節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

別表第1 水道事業会計勘定科目表負債勘定（2）流動負債の表中

「			仮受消費税 その他仮受金			を
						」
「			仮受金	仮受水道料金 仮受消費税及び 地方消費税 その他仮受金		に
						」

改める。

別表第1 水道事業会計勘定科目表負債勘定（3）繰延収益の表を次のように改める。

(3) 繰延収益

款	項	目	節	備考
繰延収益	繰延収益	長期前受金	受贈財産評価額 国庫（県）補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金	
		長期前受金収益化累計額		

（注）節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

別表第1 水道事業会計勘定科目表整理勘定収入の表に次の（注）を加える。

（注）節については、事態の発生の都度適時新設することができるものとする。

別表第1 下水道事業会計勘定科目表損益勘定（1）収益勘定の表中

「			国庫（県）補助金 戻入	を
」				
「			国庫補助金戻入 県補助金戻入	に、
」				

「その他資本剰余金戻入」を「その他長期前受金戻入」に改める。

別表第1 下水道事業会計勘定科目表損益勘定（2）費用勘定の表中「退職給与金」を「退職

給付費」に改める。

別表第1 下水道事業会計勘定科目表資産勘定（1）固定資産の表中

「				能島雨水ポンプ 場用地		を
						」

「				能島雨水ポンプ 場用地 渋川雨水ポンプ 場用地		に、
						」

「				電信電話債券		を
						」

「				電信電話債券 電力債		に
						」

改める。

別表第1 下水道事業会計勘定科目表資本勘定（1）資本金の表中「自己資本金」を「資本金」に改める。

別表第1 下水道事業会計勘定科目表資本勘定（2）剰余金の表中

「			国庫（県）補助金		を
					」

「			国庫補助金 県補助金		に
					」

改める。

別表第1 下水道事業会計勘定科目表負債勘定（3）繰延収益の表を次のように改める。

（3）繰延収益

款	項	目	節	備考
繰延収益	繰延収益	長期前受金	受贈財産評価額 国庫（県）補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金 受益者負担金 寄附金 その他長期前受金	
		長期前受金収益 化累計額		

（注）節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

別表第1 下水道事業会計勘定科目表整理勘定収入の表中

「

	国庫（県）支出金			
		国庫（県）補助金		
			下水道事業費補助金	を

」

「		国庫支出金				
			国庫補助金			
				国庫補助金		に
		県支出金				
			県補助金			
				県補助金		
						」

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第16号

各局及び各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月26日

静岡市長 難波 喬 司

第4条第2項第2号ケ中「第17条」を「第18条」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

静岡市訓令第17号

斎場

静岡市斎場に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

静岡市長 難 波 喬 司

別表中「午前8時から午後4時45分まで」を「午前8時15分から午後5時まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

教育委員会訓令

静岡市教育委員会訓令第7号

教育委員会事務局

各高等学校

静岡市立高等学校処務規程（平成19年静岡市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月9日

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

第27条を次のように改める。

第27条 削除

様式第29号から様式第29号の3までを次のように改める。

様式第29号から様式第29号の3まで 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。